

---

# 平成31年 第1回定例会

## 代表質問 松本 洋之議員

平成31年 2月20日

---

### ▶質問

大田区議会公明党を代表して、質問通告に従い質問をいたします。区長をはじめ理事者の皆様には明快な答弁をよろしくお願いいたします。

松原区長のリーダーシップのもと策定された「おおた未来プラン 10年」をもととし、区は多様な施策を展開し、いよいよ平成30年度をもって計画期間が満了します。思えば長年の重要課題であった羽田空港跡地のまちづくりでは、土地区画整理事業が目に見える形で進み、蒲蒲線・新空港線では、幾多のハードルを乗り越え、平成28年4月の国土交通省の交通政策審議会答申という形で、早期実現に向けて大きく前進しているところであります。また、間近に控える東京2020オリンピック・パラリンピックでは、ブラジル選手団の事前キャンプの実現や区民の健康志向の機運を醸成し、新スポーツ健康ゾーンの整備が進むなど、目に見える形で成果が上がっているところであります。

こうした中、松原区長は31年度予算を、これまでの成果を着実なものとするとともに、将来への懸け橋となる予算と位置づけ、大田区実施計画を踏まえ、行政の継続性を保ちつつ、新たな一步を踏み出そうとしています。「地域力が区民の暮らしを支え、未来へ躍動する国際都市 おおた」のさらなる実現を目指して予算編成された一般会計は2818億9242万円、前年度比1.1%、31億円増の積極的予算となっており、当初予算としては過去最高額を確保しております。

松原区長は4月の区長選に出馬表明をされていますが、次の4年間への懸け橋として、平成と名のつく最後の予算である平成31年度予算では、どのような点を将来の懸け橋としたのか、また、31年度予算は、区長・区議会議員選挙の年ということで骨格予算を組むことが基本的な考え方だと思います。今回、過去最高額を計上されたことについての背景と大意をお聞かせください。

改正出入国管理法が昨年12月に成立をいたしました。この法案は、外国人に対する在留資格にさらに二つの資格を新設するもので、具体的には、特定技能1号という一定の知

識、経験を要する業務に就く人材に対して、日本語試験と簡単な技能試験を施すことにより認める資格で、最長5年の在留が認められます。また、特定技能2号として、熟練した技能が必要な業務に就く人材に対しては在留期間更新を認め、家族の帯同も許可するというものであります。今年4月からの5年間で34万5150人を上限に、介護業をはじめ14の業種の外国人労働者の受け入れ拡大を図るものであります。このことにより、国際都市おおたを掲げる本区においても外国人就労が増えると予測され、区としての対応が迫られると考えますが、いかがでしょうか。

少子高齢化に伴う人手不足が深刻化する中、受け入れの必要性自体は多くの方が理解するところであります。ですが、円滑に進めていくには、文化や言葉の違いを超え、同じ社会でともに生きていく覚悟と準備が求められます。実際に外国人を受け入れ、相談に乗り、問題が起きれば対処していくのは各自治体であります。行政機関の相談窓口で外国人の相談ニーズに対応できる多言語対応や医療機関への通訳の配置など、外国人受け入れに伴う実際の役割は多岐に及ぶと考えられます。本区としてどのような対応を考えておられるのか伺います。

特に対応が必要なのは学校であります。区立小中学校には現在、外国人の子どもが30年5月1日現在で、小学校で31か国473人、中学校で22か国234人、計707人おり、これからますますその対応が必要となってまいります。国際都市おおた協会では、子どもの学校のプリントを読めるようにするために日本語講座を行うなどの取り組みを行っておられますが、学校における教員の外国人指導の上達には年数が必要です。経験を積んだ教員を確保することが難しい状況だと考えられますが、見解をお示してください。

日本に住民登録があり、学校に通っているかどうか確認できない外国籍の子どもが1万6000人以上確認された問題で、調査対象とした100自治体のうち約4割が、就学不明の子どもを全く調べていないことが明らかになりました。公立小中学校に在籍していない子どもについて調査していないと回答したのは約4割の38自治体に上り、いずれも住民基本台帳に基づき就学案内を送付しただけでありました。この中には本区も含まれております。

外国籍の場合、子どもを学校に通わせることは義務ではないので、調査していないということだと思いますが、SDGsの目標には、全ての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進するとあるように、日本人と同じように教育を受けってもらうことが地域に貢献する人材の育成につながると考えます。今後の対応について所見を伺います。

外国人でも在留期間が3か月を超えますと、職場の健康保険に入れない場合などは国民

健康保険に加入しなければなりません。外国人の保険料収納率は日本人の被保険者より何割か低い傾向にあるのが現状と聞いております。それぞれの経済的な事情や出入国の率が高いなどのほか、制度を十分ご理解いただけていないことも要因かと考えております。未納が増え過ぎると、その穴埋めのための保険料値上げなど、他の被保険者に悪影響を及ぼすおそれもあります。基礎的な要素は国が担保すべきと思いますが、区としてどのように対処されるのか、所見を伺います。

消費税率引き上げに伴う諸課題について質問をいたします。

消費税率については、法律で定められたとおり、平成31年10月1日に現行の8%から10%に2%引き上げられる予定であります。今こそ少子高齢化という国難に正面から取り組まなければなりません。お年寄りも若者も安心できる全世代型の社会保障制度へと大きく転換し、同時に財政健全化も着実に進めていかななくてはなりません。

消費税率10%への引き上げと軽減税率の実施に向けて、小売店などは10%と8%の複数の税率に対応したレジやシステムの整備が求められます。中小企業の負担を減らし、円滑に準備を進めてもらうため、政府は2016年4月から軽減税率対策補助金の事業を実施しています。具体的には、複数税率に対応したレジ導入の費用を原則3分の2補助、1月の申請分から補助率を4分の3に引き上げております。補助上限は1台当たり20万円、3万円未満のレジ1台のみの場合補助率が5分の4と引き上げられています。受発注システムの改修費用についても補助率は3分の2で、補助上限は発注システムが1000万円、受注システムが150万円、発注、受注両方の場合はそれぞれ1000万円を上限に支援することです。

ただ、軽減税率制度について、準備に取りかかっていないなどと対応の遅れが指摘されており、混乱を避けるためにも万全な準備が急がれます。申請期限も今年の9月30日までに事業を完了することを前提に、今年の6月28日までに交付申請を行わなければならないものもあります。

一方、軽減税率の導入に伴い、標準税率10%と軽減税率8%に分けた納税事務が必要になります。事業者の事務負担に配慮し、経理方式を段階的に移行しますが、当初の4年間は現行方式をもとにした簡素な経理方式を採用、2023年10月からは事業者が商品ごとに消費税率を記載するインボイスが導入されます。

これらの課題に対する本区の相談体制やサポート体制はできているでしょうか。現状をお知らせください。中小企業が混乱なく10月1日を迎えられるよう、本区としても格別に努力していただきたいと考えますが、所見を伺います。

消費税率の引き上げに伴い、10月1日から認可・無認可あわせて幼児教育が無償化され

ます。これに伴い、対象者に対する周知はどのようになされるのか、また、申請手続きが必要なかどうか、お知らせください。また、私立幼稚園に通う保護者に対して補助金が出されているケース、この場合の無償化に伴う扱いがどのように変わるのか、お知らせください。

次に、第1ゾーンのまちづくりについてであります。2020年のまち開きを控え、デンソー、Zeppホールネットワークや城南信用金庫などが事業展開を発表いたしました。このうち、新産業創造・発信拠点の形成に向けた先端産業事業の一環として、デンソーがテストコースを備えたモビリティシステムの開発棟を開設する計画を発表しましたが、周辺には高度な技術、技能を持つものづくり企業が多数集結しており、今後は特区制度の活用や周辺のものづくり企業とも連携することでスピーディーに試作開発、実証を行い、自動運転技術の実現を加速させていく展開が期待をされておりますが、自動運転技術の実証実験の取り組みや、第一期事業地の民間企業の取り組みをいかに区内へ波及させていくかという点を、多くの区民や区内事業者は求めているところだと考えますが、どのように波及効果を出していくのかをお伺いいたします。

産業交流施設はSPCが進める取り組みだけではなく、区が主体的に行うスペースも確保されております。この大田区施策活用スペース・研究開発ラボについては、ロボティクス分野などの研究機関や企業を誘致する計画があります。また、研究開発ラボ・ベンチャーオフィスと大田区施策活用スペースが一体となって産業交流を促進することとしておりますが、このスペースを有効活用することで、より一層区内への波及効果が高まると思いますが、このスペースに対する区長の思いをお伺いいたします。

第一期事業として、このほかにも先端医療研究センター、イベントホール、日本文化体験施設、飲食施設、研究・研修滞在施設、水素ステーション等を中心とした多彩な用途から成る複合施設が整備されると聞いております。それに関連し、事業者である鹿島建設のホームページにはコンセプトムービーなどが紹介されておりますが、こういった事業者の取り組みについて、区として今後どのような形で、また、こういったタイミングで区民の皆様にお知らせされるのでしょうか、お伺いをいたします。

新空港線についてお伺いをいたします。JR・東急蒲田駅と京急蒲田駅間の約800メートルをつなぐ新空港線は、整備延長は短い一方で、その整備によって複数路線との相互直結運転が可能になることから、沿線のまちに区内外から人が集まり、新たなにぎわいが創出される事業であります。さらに、新空港線の整備とあわせ、沿線のまちづくりと一体的に取り組むことで、単なる鉄道整備にとどまらず、区民の暮らしの利便性の向上、安心・安全の確保や区内の地域活性化に大きく貢献する事業になると考えています。また、東京

の空の玄関口である羽田空港から最も近いJRの駅である蒲田駅は、新空港線の実現によって、その強みである交通結節点としての機能がさらに高まり、より便利で魅力的な中心市街地へと生まれ変わることを期待しております。

その新空港線ですが、平成28年4月に国の交通政策審議会答申第198号において高い評価を受けてから、もうすぐ3年が経とうとしています。この間、区は、答申の内容に基づき、地方の費用負担割合や都市計画事業への位置づけに向けて関係者との協議を鋭意進めていることは、これまでの答弁でも示されております。東京都におきましても、今年度から新空港線を含む国の答申で、事業化に向けて検討などを進めるべきとされた6路線を中心とした鉄道ネットワークの強化に向けた鉄道新線建設等準備基金が創設され、鉄道新線整備に対する都の積極的な取り組み姿勢が明確化されたことは、新空港線の実現に向けて大きな後押しとなると考えております。

沿線地域のさらなる活性化に向けた大きなきっかけとなる重要な事業として、一刻も早い新空港線の実現が望まれている中、今回の補正予算において新空港線整備資金積立金が10億円計上されています。今回、積立基金の積み増しを行うことで新空港線整備に向けてどのようなメリットがあるのか、新空港線事業の現状及び実現に向けた区長の決意とあわせてお聞かせください。

次に、児童相談所の開設に向けて現在全力で取り組んでいらっしゃると思います。区民に最も身近な自治体である大田区が、児童相談所を設置し、児童相談行政の強化を図ることは重要と考えます。大田の子どもたちを守るという強い決意を持って、子どもたちの最善の利益を最優先にした児童相談所となるべきと考えます。昨年予算特別委員会でも申し上げましたが、組織が弱体化して、児童虐待への対応を悪化させることがないように、財源と人材の確保策をしっかりと講じるとともに、区民に対して丁寧に説明し、不安を払拭した上で開設をすべきであります。

子ども家庭支援センターでは、平成30年度においては、児童相談所での勤務経験を持つ虐待対策コーディネーターの増員や、非行少年対応等実績のある警察OBを新たに児童虐待対応強化員として配置するなど、虐待対応力の強化を進めてこられました。また、今月の15日には、区内における児童虐待の未然防止と早期発見に向けた情報共有を目的として、区と区内警察5署との間で協定を締結する動きもありました。

児童相談所設置に向けては、その運営を担う人材の育成も大変重要であります。来年度においてはどのような計画がなされているのか、お知らせください。

世田谷、荒川、江戸川の先行3区による区立児童相談所の設置が来年の4月となりました。また、第2グループに位置するのは港、新宿、中野、豊島、板橋の5区。本区は大森

西特別出張所の移転後の用地に児童相談所を整備する計画を公表しております。区での検討のみならず、児童相談所を区に移管した後の都との連携についても協議が必要であります。児童養護施設や一時保護所などの広域調整や、特に専門的な知識や高度な技術を要する相談対応といった東京都との連携に関する協議はどこまで進んでいるのか、お知らせください。

東京都は来年度から、児童虐待防止に向けた施策や都と区市町村の連携強化の方策などを検討する検討会を設置し、設置期間はおおむね3年から5年で、この検討会では先行3区が設置する区立児童相談所の運営状況の検証も行われるとのこととあります。また、厚生労働省は、児童虐待への対応を強化するため、全国の児童相談所に弁護士の配置を義務づける調整に入り、今通常国会に提出する児童福祉法改正案に盛り込み、2022年4月から義務化する方針との報道を目にいたしました。これは児童虐待が相次ぐ中、児相が法的権限をためらわずに行使して子どもを守るには、日常的に弁護士がかかわる体制が必要と判断されたものとのこととあります。

制度が移行していく中で、そのはざまに子どもが落ちてしまわないかと大変不安に思います。こういった流れがある中で、本区としては、本来児相が求められる責務を果たすためには、焦らず、じっくり慎重に構えて区立児童相談所の開設をすべきであります。区の見解をお聞かせください。

次に、地域包括ケアを推進するに当たっては、高齢者が健康状態や身体機能の状態などに応じて、その有する能力を發揮し、自立した日常生活を営むことを基本にしつつ、判断能力が十分でなくなっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、尊厳を保持することが重要となります。いずれの課題も地域ぐるみで地域力を活かして実施していくことが、持続可能な地域社会の実現につながると考えます。このような観点から、元気維持と成年後見制度利用促進について伺います。

大田区の65歳以上の高齢者人口は16万人を超えておりますが、そのうち8割以上の方は要支援・要介護認定を受けることなく、これまでの人生で培ってきた経験や知識を活かして元気に暮らしておられます。多くの高齢者が自治会・町会やシニアクラブ、ボランティア団体等に所属し、住み慣れた地域で主体的に地域ぐるみで元気を維持することは、高齢者本人にとって地域社会の活力を支える存在として、いきいきとしたセカンドライフを実現できるとともに、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の見守りなど、支え合いの地域づくりにも寄与できる相乗効果が期待できるものと考えます。

人への信頼感が高い地域ほど健康状態がいいという研究結果もあり、これからの介護予防は、地域の中に生きがいや役割を持って生活できるような居場所と出番づくりとあわせ

て、人と人の絆や社会とのつながりを強めることを意識したコミュニティづくりを行うことが重要となります。

区は、平成28年度から今年度までの3年間、フレイル予防の研究に高い実績を持つ東京都健康長寿医療センターとの共同研究事業として、大田区元気シニア・プロジェクトに取り組んでまいりました。地区別に高齢者フレイルの各実態調査を実施するとともに、嶺町、田園調布、糎谷をモデル地区として、地域住民を主体とするコミュニティ会議を開催し、地区のフレイル率について要因分析を行い、そのプロセスにおいて、高齢者を支える様々な地域資源のネットワークが一層深まったと聞いております。

フレイル予防のためには、運動、栄養、社会参加の3要素を組み合わせることが効果的であるとの理論に基づき、スクワットに取り組むなどの筋力運動や、ポールウォークなどの歩行運動、商店街と連携して多様な栄養素の摂取の推奨を進めるなど、地域の特性を活かしたアイデアあふれる地域ぐるみの活動を展開してきました。このような地域ぐるみのフレイル予防は、地域全体で支える地域共生社会への道筋であると考えます。

大田区元気シニア・プロジェクトは当初の事業期間を終えますが、フレイル予防を今後区内でどのように展開していくのか、見解を伺います。

平成28年5月、成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、翌年3月には成年後見制度利用促進基本計画が策定され、より利用しやすい制度への見直しを行うとともに、制度を利用したいときに適切に利用できるよう、人材確保・育成の一層の取り組みが必要となります。

最高裁判所が公表している「成年後見関係事件の概況」により成年後見制度の運用実態を見ますと、平成29年12月時点において、成年後見制度の利用者数は合計で21万290人であり、対前年比約3.3%の増となっているものの、潜在的なニーズを満たしている状況にはありません。今後、後見人の需要が一層高まっていくことも見込まれ、親族や専門職だけでその全てを賄うことが難しい状況であります。被後見人を中心とした支援の地域ネットワークを構築する人材として、市民後見人にスポットを当てるべきときにあると考えます。

身近な地域の社会資源をよく把握し、生活者の目線から本人をきめ細やかに支援することができる市民後見人を確保・育成することは、近隣の地域住民であることから時間を確保しやすく、特にきめ細やかな訪問活動も可能となり、移動コストの削減にもつながります。また、市民貢献活動の広がりが地域の住民への権利擁護活動への理解を進め、共生の地域づくりの推進に寄与することができると思います。このためには、市民後見人が社会的に信用を得て、みずからの行動を律するためにも、しっかりとしたバックアップの仕組みが必要となります。

こうした状況を踏まえ、区は今後、市民後見人に期待する要素があるのか、また、その活動を支える仕組みを構築する考えはあるか、本区の見解を伺います。

次に、若者の自殺対策について伺います。

区の自殺対策協議会の資料によると、区全体における自殺率は近年減少傾向にありますが、19歳以下の自殺率は逆にやや上がっております。また、10代、20代、30代の死因の第1位は自殺とのことであります。みずから命を絶たなければならないほど生きづらい状況に追い込まれている若い人が増えていることは悲しいことであり、区としてこれまで以上に力を入れて取り組んでいただきたい重要な課題であります。

ところで、平成29年に座間市で起きた事件、自殺願望に関するツイッターを通じて被告と知り合った若者9人が殺害された痛ましい事件については皆さんも記憶にあることと思います。報道によると、被告は被害者について、「本気で死のうと思っている人は一人もいなかった」と供述しているそうです。被害者の方々は、本当は生きたいという気持ちで、誰かに自分の悩みを聞いてほしかったのではないかと思います。適切な相談窓口につながらなかったことが悔やまれますが、現在の若者のコミュニケーション方法を考えると、悩みを受け止める相談窓口はあっても、電話や面接といった従来の手法だけではつながりにくいのが現状ではないでしょうか。せっかく問題を解決するための支援制度があっても、必要とする人に結びつかないと助けられる命も助けられません。

現在、国では、この事件を踏まえた様々な対策が講じられているところであります。その一つとして、悩みを抱える若者を適切な相談窓口につなげるため、ICTを活用した相談窓口への誘導や、SNSによる相談が始まっており、効果を上げていると聞いております。国全体で行うことも結構であります。区民の暮らしに寄り添う身近な相談窓口であり、区民が抱える様々な問題にきめ細かく対応できる基礎自治体である本区においてこそ、こうした取り組みを行うべきであると考えます。

区は今年3月にも自殺対策計画を策定すると伺っております。若者の自殺対策の推進に当たっては、ICTを活用した効果的な取り組みを行うべきと考えますが、区長の考えをお伺いいたします。

昨年の夏、日本各地で起こった災害では、避難所において猛暑により体調を崩す方が続出するなど、二次被害を防ぐ意味から避難所となる学校体育館への冷房対策の必要性が叫ばれました。本区においても、我が会派の代表質問や緊急要望を受け、子どもたちの健康や学習環境に配慮した学校体育館への暑さ対策を進めていただいていることに大変感謝しております。

一方で、阪神・淡路大震災や東日本大震災など冬季に発災した災害においては、避難所



の暖房不足は深刻でした。こうしたことから、区議会公明党としては、本来的には災害時には避難所となる区立小中学校体育館への空調の設置を求めるものであります。

今般、東京都の補助制度が創設されるなど、空調整備に向けた環境が整う中で、本区における学校体育館への空調設置の課題等を検証するべく、既に全校の空調設置が完了している中央区の泰明小学校の視察を行いました。中央区は都心であることから、騒音、粉じん等の問題から窓をあけられないため、早くから空調設備を導入していたことで、本区と状況は必ずしも同じではありませんが、当初は体育館を除く学校施設の空調化を行っていたことから、体育館への空調整備については四つの方式で行ったとのことでありました。それは、施設の建設時期、整備費用、ランニングコスト等懸案し、それぞれの方法で進めたとのことであります。整備には小中学校合わせて20校、併設している区立幼稚園10園と本区の3分の1しかないにもかかわらず、実質9年かかっているとのことでした。

東京都の補助制度の期間が3年と認識をしておりますけれども、本区としても計画的に、かつ加速化して空調設置を進めていく必要があると考えますが、所見を伺います。

今回、区立小中学校体育館における暑さ対策を実施する予算を計上されたことに対して、高く評価をしております。大型冷風機を99台導入、小学校4校に冷房設備を設置、屋根などに遮熱塗装を試行的に実施する内容です。

大型冷風機につきましては、各学校に1台の認識でありますけれども、できれば一方向の冷風よりも二方向からの冷風を受けるほうが効果があると思っておりますので、各学校に2台の設置を検討していただけないでしょうか、所見を伺います。

同じく学校施設の環境整備として、全小中学校のトイレの洋式化を計画的に推進する予算が計上されました。これも我が会派の要望を受けていただき、高く評価するところであります。現在の洋式化率が47.2%、これを35年度末までに80%にするということであります。

現在、施設整備の仕様書の更新作業が行われているかと思いますが、この中にも洋式化を明記するとともに、地域の皆様の声も参考にしつつも、将来的には100%の目標を持って取り組んでいただきたいと思いますと考えますが、所見を伺います。

以上で全質問を終わります。ありがとうございました。

## <回答>

### ▶松原 区長

松本議員の代表質問に順次お答えをさせていただきたいと思えます。

まず、平成31年度予算についてのご質問ですが、「大田区基本構想」の中間年に当たる平成31年度は、将来像の実現に向けて推進してきた「おおた未来プラン10年」の成果を総点検するとともに、平成29年に策定した「大田区実施計画」を踏まえ、行政の継続性を保ちつつ、新たな一步を踏み出すための重要な年となります。予算編成に当たりましては、「次代を担う子どもたちの未来を拓く力を育み、切れ目なく応援する取り組み」など五つの重点課題を掲げ、特に優先的に取り組むことといたしました。現在、区では、これらの重要な課題に加え、新空港線や羽田空港跡地におけるまちづくりなど、中長期的な重点課題の解決に向けて重要な局面を迎えております。こうした状況を踏まえ、平成31年度予算は、区民生活や区内経済を守るための事業はもちろん、基本構想の着実な実現に向けて継続的に推進すべき施策・事業を盛り込むことで、将来への懸け橋となる予算を編成いたしました。

次に、外国人に対する相談窓口対応についてのご質問ですが、区内の外国人登録者は平成31年1月現在で2万4199人と、この10年間で約6000人増加をしております。議員お話しのとおり、国の積極的な外国人材活用施策やグローバル化の一層の進展によって、今後さらなる増加が見込まれます。区は、平成22年9月、多言語で外国人から相談を受ける多文化共生推進センターを先駆的に開設しました。業務を一般社団法人レガートおおたに委託し、住居や教育など一般的な生活相談はもちろんのこと、結婚・離婚、在留資格に関する問題など弁護士による専門相談も行い、これまで外国人のニーズに対応した相談のノウハウを積み上げてまいりました。相談件数は年々増加し、特に労働に関する問題などの相談内容も複雑で高度になってきていることから、専門機関との連携も含めた相談体制強化も進めております。今年度から、行政情報の多言語翻訳や区施設への通訳派遣、日本語教室の開催、交流事業など、多文化共生事業を国際都市おおた協会に引き継ぎ、区と協会が連携して進めております。民間のノウハウを活用し、より柔軟な体制を確立し、常に先を見据えながら、外国人区民が安心して暮らせるよう多文化共生施策に取り組んでまいります。

次に、外国人の保険料に関するご質問ですが、大田区の国民健康保険の被保険者のうち外国人の割合は、昨年末時点で全体の7.4%で、1万人を超えております。ここ5年間で約1000人増えております。今後もこの傾向が続くものと考えております。被保険者の皆様

にご負担いただいております保険料は、国民健康保険事業にかかわる保険給付を滞りなく行っていくための貴重な財源でございます。保険料徴収の取り組みは、公平な負担を実現するためにも、保険者として進めていかなければならないものです。外国人の被保険者の方への納付案内の際には、加入時に配付しています外国語版の案内文書なども活用し、国民健康保険の制度をご理解いただけるよう丁寧に説明をして納付勧奨を行っております。また、国外転出の届出があった場合には、同時に保険料の精算を行い、保険料を納付していただいております。区はこれまでも納付勧奨や滞納整理に努めてまいりました。今後も、外国人の方を含めて、それぞれの生活状況をよくお聞きし、丁寧な対応に努め、健全な財政運営の維持、負担の公平性を確保してまいります。

なお、昨年12月に政府が取りまとめた「外国人の受入れ・共生のための総合的対応策」では、在留外国人による医療保険の適正利用策などが盛り込まれており、今後の国の動向に注視しつつ、区の役割を果たしてまいります。

次に、軽減税率導入に伴う区の相談・サポート体制の現状及び今後の取り組みについてのご質問ですが、国においては、軽減税率制度導入に伴い、消費税軽減税率電話相談センターを設置し、税務署でも法人会などとともに説明会を開催しているところです。区におきましては、産業振興課で相談を受け、適切なサポートを行っているほか、商店会に向けた補助金説明会において、軽減税率実施に向けた留意点を説明するとともに、複数税率に対応したレジ導入等を支援する軽減税率対策補助金の紹介を行っております。あわせて、大田区商店街連合会には、税務署と連携し、会員商店会に対し帳簿や請求書等の記載方法、税額の計算方法、適格請求書等保存方式の導入、補助金の紹介等についての説明会を実施していただいているところです。国では今後も積極的な周知活動を展開すると聞いており、区といたしましても、引き続き大田区産業振興協会及び大田区商店街連合会と緊密に連携し、商店会及び個店への周知並びに啓発活動を積極的に行ってまいります。

次に、幼児教育の無償化についての周知と申請に関するご質問ですが、詳細な制度内容はまだ示されていない段階ではありますが、現時点の情報では、子ども・子育て支援制度下の私立幼稚園、認可保育園及び小規模保育所に在籍している園児につきましては、無償化に当たり新たに申請していただく必要はありません。一方、無認可園や従来制度の幼稚園などにつきましては、無償化の給付を受けるための申請が必要となります。また、私立幼稚園などにおいて、就労等により保育の必要性の認定を受ける場合にも新たに手続きが必要となります。詳細が判明次第、区ホームページ等で周知を図るほか、在籍園を通して個別に周知する予定でございます。

また、私立幼稚園の保護者に対する補助金の扱いがどう変わるかのご質問ですが、無

償化後は、これまで就園奨励費の対象外となっていた区民税所得割額が21万1200円を超える世帯の第1子などが新たに対象となります。しかし、国と東京都の補助金を合わせても大田区の平均保育料より低い金額となっており、これだけでは十分と言えない状況でございます。幼児教育の無償化に当たりましては、対象区分ごとの補助額について、現状より保護者負担が増えることのないよう、国、東京都の動向を注視しながら引き続き検討してまいります。

次に、自動運転技術の実証実験をどのように区内事業者に波及させるかの質問でございますが、空港周辺においては、現在、制限区域内で自動運転バスの実証実験、ターミナル内ではロボット実証実験に係る取り組みが進められており、2020年にも自動運転の実証実験が内閣府主導により予定されています。一方、第一期事業地では、議員お話しのとおり、先端産業分野の取り組みの一つの柱として、株式会社デンソーによる自動運転技術の実現に向けた取り組みが公表されたほか、区内企業とのマッチング等を促すソフト支援事業の展開が整備・運営事業者により提案され、現在準備を進めているとの報告を受けております。加えて、城南信用金庫をはじめとした全国の信用金庫が、中小企業の発展や地方創生の観点から、ビジネスマッチングや事業支援の仲介・解決を実現するネットワーク拠点を第一期事業地に設置するとの報告も受けております。また、第一期事業地においては研究開発を進める企業からは、区内企業が有する技術に高い関心が寄せられているとも聞いております。区といたしましても、区内企業の成長支援を行いながら、こうした事業者の動きとも連携することで、最適な区内企業等を紹介するなど、区内への波及効果をしつかりと出してまいります。

次に、区施策活用スペースの有効活用による区内企業への波及効果に関するご質問ですが、羽田空港跡地第1ゾーンに整備する新産業創造・発信拠点を世界におけるものづくり産業のハブとして、地域経済の活性化、ひいては日本の経済成長につなげるためには、区施策活用スペースで大田区としての特色を出すことが重要です。区内に集積する高いものづくり技術を有する中小企業と、国内外から集まる多様な先端産業分野の企業との交流を促進するには、弾力性と迅速性のある民間活力を活用することが必要であります。現在、オープン後を見据え、海外ベンチャーと区内企業によるコラボレーションの実証実験や、産業クラスター形成事業などを進めています。まち開きまで残り1年あまりですが、こうした取り組みをさらに進めるとともに、対外的に発信する区施策活用スペースのコンセプトを今年度内に策定し、来年度には入居する様々な主体の募集を進めてまいります。

次に、跡地整備第一期事業の広報のタイミングについてのご質問ですが、現在、跡地整備第一期事業においては、議員お話しのとおり、整備・運営事業者である羽田みらい開発

株式会社が動画の配信や地域向け情報紙の発行により事業を周知しており、今後は専用のホームページを開設し、より積極的に事業の周知を図っていくと聞いております。一方、区ではこの間、区報をはじめ第1ゾーン整備事業に係るパンフレットやリーフレットを作成し、区内各地域の会議やイベントにて関係機関や区民の皆様に向けて情報発信を行ってまいりました。今後は2020年のまち開きに向け、区民の皆様の本事業への期待をさらに高めていくために、整備・運営事業者と緊密な連携を図り、事業の具体的内容について、様々な媒体を活用しながら適時適切に情報発信し、事業の着実な推進につなげてまいります。

次に、新空港線についてのご質問をいただきましたが、私は区長就任以来、大田区の重点プロジェクトの一つである新空港線の早期実現のため、積極的に取り組んでまいりました。この間、関係者間での協議を重ねており、現在は都区間において地方負担分の費用負担割合や都市計画事業への位置づけに向けた話し合い等を行っております。これまで長きにわたって調査と協議を重ねた結果、新空港線の検討熟度は十分に高まっており、関係者合意がなされればすぐに動き出せる体制となっております。今回の補正予算に計上した10億円は、平成31年度分の基金を前倒しして今年度に計上することで、区民の皆様、東京都及び鉄道事業者に対し、整備に向けた区の決意を示すとともに、確実に新空港線整備に係る資金を確保し、合意形成後、事業を滞りなく進めるためのものがございます。早期実現に向け、整備主体となる第三セクターの設立に向けて、引き続き私が先頭に立って全力で取り組んでまいります。

次に、児童相談所設置に向けた来年度の人材育成計画についてのご質問ですが、児童相談所の設置に当たりましては、対象家庭の課題を的確に把握し、対応できる力量を備えた人材の確保と育成が大変重要です。区では、平成21年度から品川児童相談所へ実務研修のための職員の派遣を開始し、平成30年度は東京都の児童相談所に3名、川崎市と横浜市に各1名、合計5名の職員を派遣いたしました。派遣した職員は直接相談支援業務に従事し、派遣先の児童相談所からは派遣延長の要望をいただくほど、その成長ぶりを評価していただいております。これまでは主として福祉職を派遣してまいりましたが、平成31年度からは新たに心理職の派遣を開始するとともに、派遣先に世田谷区等を加え、合計12名を派遣する予定です。特に、平成32年、2020年度開設を目指す世田谷区に派遣する職員は、開設業務を経験し、ノウハウを持ち帰ってくれることを期待しております。今後も、実務研修のための派遣を主軸に人材育成を図り、児童相談所の開設に万全を期してまいります。

次に、児童相談所の開設に向けた東京都との協議の状況についてのご質問ですが、特別

区では、児童相談所の設置に関する共通課題について、平成29年度から関係部課長会で検討を進めてきました。平成30年5月からは、この検討結果に基づき、東京都と特別区の課長級を中心とした特別区児童相談所設置に向けた広域調整に係る検討会を設置し、東京都と協議を進めております。現在、検討会では、児童養護施設や乳児院などの広域にわたる入所調整や、一時保護所の相互利用などのルールづくりを行っているところです。また、東京都の児童相談所からのケースの引き継ぎや区の児童相談所設置後の連携体制については、平成32年、2020年度に開設を目指す世田谷区、荒川区、江戸川区の3区が個別に東京都との協議を行っており、協議結果は本区にも情報提供される予定でございます。

次に、制度改正が行われる中での児童相談所開設に向けた区の姿勢についてのご質問でございますが、区の児童相談所は、開設したその日から、東京都から引き継いだケースへの支援を途切れることなく継続するとともに、新たなケースへの迅速で適切な対応が求められます。区では、これに応じていくため、東京都や他市の児童相談所への職員派遣や、実務経験豊富な学識経験者から助言をいただくなどの取り組みを重ねることで、実践的な対応力を備えた人材育成と組織体制の整備を目指しています。議員のお話のとおり、弁護士配置の義務化や都区の連携強化に向けた検討など、児童相談所をめぐる状況には大きな変化が見られます。これらの状況変化をしっかりと見据えながら、これまでの実践的な対応力強化を目指す取り組みを着実に推進することで、開所したその日から児童相談所の重責を十分に果たせるよう、慎重に準備を進めてまいります。

次に、フレイル予防の今後の展開についてのご質問ですが、区は、高齢者の元気維持のためには、一人ひとりの自助の取り組みに加え、高齢者同士の支え合いや世代間交流による互助の取り組みが必要と考えております。元気シニア・プロジェクトのモデル地区ではコミュニティ会議などの取り組みにより、定期的に一定量歩く人や、多様な食品を摂取する人の割合が増加するなど、多くの項目で良好な成果が見られました。区は、フレイル予防のために、適度な運動や栄養摂取に加え、介護予防講座、地域活動などへの積極的な参加を啓発してまいりました。区内では、既に地域の方による自主的なサロンなど多面的な取り組みが進められております。これらの担い手となる方々を結びつけ、特色あるフレイル予防の取り組みを、今後、区内全域で実施できるよう支援してまいります。今後も、区は東京都健康長寿医療センターとの連携を深め、地域ぐるみのフレイル予防を通じて、高齢者の皆様が生きがいを持って暮らせる地域づくりを進めてまいります。

次に、市民後見人に関するご質問ですが、権利擁護支援へのニーズの高まりの中、市民後見人の育成は急務となっております。区は、権利擁護支援を必要とする方が安心して暮らし続けることができるよう、支援の担い手の確保・育成をはじめ、成年後見制度の正し

い理解の普及や、本人の意思に寄り添った支援体制の構築などを具体化するため、「大田区成年後見制度利用促進基本計画」を今年度中に策定いたします。市民後見人には、住み慣れた地域をよく知る同じ地域住民という目線や立場を活かし、きめ細やかな見守りなど、日常生活の支援が期待されております。区は、大田区社会福祉協議会とともに市民後見人の育成に取り組み、市民後見人が適切かつ円滑に活動できるよう、活動支援の充実を図ってまいります。今後とも、地域住民、関係機関の皆様とともに、本人の意思を尊重する視点を共有し、権利擁護支援が必要な方を早期に発見して適切な支援に速やかにつなげる、支援と共生の地域づくりを進めてまいります。

次に、ICTを活用した若者の自殺対策についてのご質問ですが、区はこれまで、ホームページやツイッターを活用し、メンタルヘルスの啓発や相談窓口の周知などに取り組んできました。また、区全体の自殺率は減少しているものの、若者の自殺率がやや増えている現状を踏まえ、小中学校でのSOSの出し方に関する教育や、区内大学と連携した取り組みを行っています。議員お話しのとおり、悩みを抱え、生きづらいつ感じている若者を適切な相談窓口や支援につなげるためには、ICTを活用することが効果的であり、区もその具体的な手法を検討しているところです。他自治体の先進的な例では、自殺に関する用語を検索すると、「自殺を考えているあなたへ」といったサイトが表示され、メールやチャットで悩みを相談できる取り組みが行われています。相談者の年齢は、電話による相談と比較すると、若者の割合が格段に高いとのこと。区は、こうした取り組みを参考にしながら、若者が気軽に悩みを相談できるよう、相談の入り口としてICTの活用を検討するとともに、必要に応じて対面によるきめ細かな支援につなげるなど、誰もが自殺に追い込まれることのないまちづくりを推進してまいります。

次に、学校体育館の空調整備についてのご質問でございますが、昨年夏の命にもかかわるような記録的な猛暑を踏まえ、来年度は緊急的な暑さ対策を行うほか、災害時の避難所となる学校体育館の冷房設備の整備を進めてまいります。この冷房設備の整備に当たりましては、建物構造上の空調効果や、電気、ガス等の動力設備の状況のほか、工事期間中は体育館が3か月程度使用できなくなるため、学校行事との調整を図る必要があります。これらの条件を踏まえ、来年度は夏までに先行して小学校4校での整備を予定しております。

なお、教育環境の公平性の観点からも、初年度の取り組みを検証しながら、できる限り短期間で整備できるよう計画的に取り組んでまいります。区には館山さざなみ学校を含め88の区立小中学校があり、東京都の補助制度の設定期間である3か年での全ての学校の整備は難しい状況にあります。今後の区の整備状況を見ながら、東京都に対しても時期を見て補助期間の延長を要請してまいります。

次に、各学校に大型冷風機を2台設置してはどうかのご質問ですが、来年度は緊急的な暑さ対策として、既に冷房設備が設置されている学校を除く小中学校の体育館及び武道場に1台ずつ、計99台の大型冷風機を配備する予定でございます。今回導入する冷風機は、室温よりもマイナス3℃から8℃の冷風を強力に吹き出す性能を有しており、既に各学校に2台配備している送風機と併用して運用することを考えております。しかし、猛暑の中、広い体育館全体を冷やすレベルのものではなく、体調を整えるクールダウンとしての効果を期待して配備するものでございます。議員ご提案のとおり、2台配備した場合は、例えば対角線上に配備して使用することが可能となるため、空気の循環を促し、より冷風効果が高まるものと考えられます。今回購入する冷風機は、工事が不要で、通常の電源でも使用できる仕様となっておりますが、2台配備する場合には、電気容量や一時保管場所等、各学校の状況も考慮する必要がございます。今後は、各学校の状況確認を行うほか、追加配備する場合の必要台数が確保できるかなど検討をまいります。

次に、学校トイレの洋式化についてのご質問でございますが、区立の小中学校のトイレの洋式化につきましては、平成30年4月1日現在、47.2%にとどまっています。児童・生徒のご家庭のほとんどが洋式便器であり、学校のトイレの状況とは大きくかけ離れています。また、学校は災害時の避難所となることや、日常的にも高齢者など地域の方々が学校を訪れる機会が増えていることから、トイレの洋式化は喫緊の課題であると考えております。この学校トイレの洋式化につきましては、議員お話しのとおり、改築標準設計仕様に明記しており、来年度からは改築校以外の学校においても、この標準設計仕様に基づいたトイレの洋式化を計画的に整備してまいります。

なお、トイレの洋式化では、単に便器を変えるだけではなく、給排水設備等の大がかりな工事を伴うため、現時点では5年間で約900器、洋便器率80%以上を目指し整備する予定でございます。それ以降も継続して取り組み、児童・生徒、地域の方々にも使いやすい学校の施設環境となるよう整備に努めてまいります。私からは以上でございます。



## ▶ 小黒教育長

外国籍児童・生徒の指導についてのご質問でございます。外国から来た児童・生徒が安心して学習に励み、充実した生活を送ることができるようにするためには、日常生活に必要な日本語を身につけること、受け入れた学校において生活習慣や文化の違いなどに対するきめ細かい配慮をすることが必要でございます。教育委員会では、こうした児童・生徒に日本語が身につくように、当該児童・生徒の母語と日本語の2か国語を話すことができる指導員を学校に派遣して、集中的な日本語初期指導を80時間を上限として実施しております。その後、必要に応じて蒲田小学校、蒲田中学校に設置している日本語学級で最長2年間、日本語指導の担当の教員により通級による指導を行っております。日本語学級では、外国籍の児童・生徒が在籍する学校の教員と情報を交換することで、個々の児童・生徒の実態に応じた指導を行っております。また、外国人児童・生徒の学校での受け入れに当たっては、教務主任会などで各学校の行っている対応事例に関する情報を共有しております。さらに、保護者との面談などで支援が必要な場合には、国際都市おおた協会から通訳を派遣してもらうなど対応をしているところでございます。今後とも、学校が組織的に日本語指導や必要な配慮を行い、外国籍の児童・生徒が充実した学校生活を送ることができるように支援してまいります。

次に、外国籍の児童・生徒の小中学校への就学についてお答えいたします。現在、外国籍の子どもが大田区へ転入した際には、特別出張所などの窓口で区立小中学校への就学案内を配付し、就学を促しております。毎年10月には、翌年4月から新小学校1年生になるお子さんがいる全ての外国籍世帯及び区立小学校6年生に在籍している外国籍世帯に対して就学の案内を送付しております。案内の中では、日本の教育制度や区立小中学校の概要のほか、教育に係る費用について、英語、中国語、韓国語などでわかりやすく解説しております。

なお、平成30年4月の状況ですが、外国籍の小学校入学対象者147名のうち、102名が区立小学校へ入学しております。他の児童は外国人学校や海外に転出していると考えております。中学校については、入学対象者74名のうち、66名が区立中学校に入学しております。入学しなかった生徒については、進学先などを把握しているところでございます。また、国籍にかかわらず、居住実態が把握できない児童・生徒に関しては、子ども家庭支援センターなどと連携して実態把握に努めているところでございます。今後は、関係部局との連携をさらに進めながら、より多くの外国籍の子どもたちが区立小中学校に就学できるよう、きめ細かく周知を図ってまいります。